

## 石井祐一議員辞職勧告決議に対する反対討論

会派日本共産党の蓮見 節です。

石井祐一議員に対する議員辞職勧告決議に反対の立場から討論いたします。

本決議案は、去る3月定例会における3月7日の一般質問で、石井祐一議員が一部不穏当な発言を行ったことに対し、同議員に議員辞職勧告の決議をするというものです。

はじめに、私は、同議員が所属する会派の代表として、同議員の不適切な発言によって市民の皆様にご迷惑をおかけしたことに対し、まずもって陳謝いたします。

また、他会派の議員の皆様をはじめ、執行部の皆様にご迷惑をおかけしたことに対し、重ねて陳謝申し上げます。

言うまでもなく、地方議会は日本国憲法で定められた議事機関であり、選挙により選ばれた各議員が、地方自治体の本旨に基づいて、言論の府たる議会の秩序を守るべき職責を負うことは当然のことです。

同時に、言論の府である議会においては、会議規則のような一定のルールにしたがったうえで、発言の自由が保障されなければならないことも、また、言うまでもありません。

従って、議会は言論の府であるからこそ、議員には自らの発言を厳しく律し、無責任な発言を慎み、言葉に慎重でなければならない責任があります。不適切な発言に対しては、やはり会議規則に基づいて発言の主旨や背景、発言の影響等を、時間をかけて慎重に調査し、十分な審査と議論を尽くして、発言の取り消し、議事録からの削除等の処理が行われなければなりません。

以上のことを述べたうえで、今議会最終日に出された石井祐一議員に対する議員辞職勧告決議案に対する私の見解を以下に述べさせていただきます。

はじめに、石井祐一議員の発言のどの部分が市民に誤解を生む不適切な発言であったかについてであります。

問題の発言は、決議案提出者の説明で指摘された(「後で内緒でもいいですから教えてください。」)の部分であり、それについては石井祐一議員も認めるところであります。それ以前の部分は、公共事業のおおよその事業費について尋ねている部分ですが、一般質問前の担当部局とのヒヤリングの場で質問の主旨を明らかにしており、当該の質問について担当部局の了解を得ているものであり、何ら問題はありません。このことは議案提案者の一人が代表者会議において認めているとおりであります。

ところで、音声記録の反訳によれば、石井祐一議員は不適切発言の直後に、誰かに指示されることなく、その発言の重大さに気づき、ただちに自主的に発言の取り消しを行いました。不適切な発言は重大なことではありますが、その発言を自ら取り消した発言も、また、同様に重たいものであります。

石井祐一議員は、一般質問後に改めて調査と反省をする中で、3月15日に当該部分が不適切な発言であったことを認め、付随する発言部分も含めて、会議規則にしたがって議長に発言取り消しの申出書を提出いたしました。市民の皆様のご理解をいただきたいと思います。

次に、石井祐一議員の発言がどのような理由で不適切であったかについて基本的な考えを述べます。

石井祐一議員は準用河川新江川の改修工事に係わる質問の中で、改修工事全体のおおよその事業費と橋梁の架け替え工事に係わるおおよその事業費について質問しました。これらの公共工事は、まず、事業計画を立て、実施設計を行い、詳細な積算に基づく予定価格を設定し、事業者に対する入札の告示を行い、入札情報が厳しく管理される中で入札を実施するなどの手順を踏んで、極めて厳格に公平に行われなければなりません。

これに対し、石井祐一議員の発言は、厳格に公平に行われなければならない公共工事の入札について、安易な誤った認識を市民に与えかねないものであることは否定できないと考えます。石井祐一議員の当該の発言は、まさにこの点で不適切であり、放置されるべきでなく、取り消されなければならないと考えます。

次に、石井祐一議員の以上のような不適切発言に対し、議会としてどのような態度で対応すべきかについて私の考えを述べます。

私たち議員は、議会での問題発言や問題行動に対する処分については、会議規則に基づいて認定し、同規則に基づいて厳密に対応しなければならないことは言うまでもありません。

東松山市議会会議規則 第13章 規律 第17条 品位の尊重に「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。「議会の品位」とは何かといいますと、一般的に「誹謗中傷」「無礼のことば」「差別的発言」「個人の人格を傷つける発言」や犯罪、あるいは犯罪的な社会的信用の失墜などに係わるものであるとされています。石井祐一議員の問題発言はこの類のものではないことは会派代表者会議の席でも議案提案者が認めていることであります。

次に、会派代表者会議において、大山代表が指摘された「**入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律**」「**公契約関係競売等妨害罪**」に抵触するのではないかと意見について述べます。

これらの法律は、現に行われている公共工事の入札について、実施設計及び事業費の積算に基づく工事予定価格が設定され、事業者に入札の告示が行われている過程で、談合や入札妨害等の行為が確認された場合、それについて客観的な事実と証拠に基づく厳重な調査や捜索及び証人喚問等が行われ、その結果事実関係が認められれば告発され、刑事罰等が適用されるというものです。

しかし、石井祐一議員の問題発言に係わる事案は、答弁によれば、橋梁架け替え工事については平成30年から、また、おおよその工事金額は来年度の設計業務の中で検討するというものであり、実施設計も行われておらず、工事内容も明らかでなく、当然、予定価格の設定もなく、入札の事実もなく、また、発言が特定事業者の利益に結びつくというものでないことは明らかであり、すでに、代表者会議で大山代表が認めたように、これらの法律に抵触する可能性

はないと考えなければなりません。

次に、石井祐一議員の不適切発言が、東松山市議会議員政治倫理条例に抵触する可能性について述べます。

関係する条項として、「第3条 政治倫理基準 第1項 市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」及び第4項「市職員の公正な職務遂行を妨げ、議員としての権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」の二つが大山代表から指摘されました。そこで当該の不適切発言がこれらの条項に抵触するかどうかについて述べます。

第1項に述べられた「市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような行為」については、明確に具体的に挙げられていません。第1項はいわば一般的な倫理規定であって、品位や名誉ということばは先に述べた議会の品位と同様のものと考えられます。すなわち、「誹謗中傷」「無礼のことば」「差別的発言」「個人の人格を傷つける発言」に係わることであり、このほかに犯罪行為や犯罪的な社会的信用の失墜などが挙げられます。石井祐一議員の不適切発言がこれらに抵触するものでないことは会派代表者会議で議案提出者によって確認されたことを改めて指摘しておきます。

また、第1項に言う「職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」については次の第4項に係わる規定でもあります。

第4項は、議員としての権限または地位による影響力を「不正に行使する」ことを禁ずるものです。果たして、一般質問において行った石井祐一議員の不適切発言が議員としての権限または地位による影響力を「不正に行使する」行為にあたるのかどうかということですが、私はまったく当たらないと考えます。

そもそも議員の権限や地位は一般的に言って行政や社会に一定の影響力を持つものです。政治家として影響力を持たないとすれば、逆に、議員としての資質や働き、存在価値が有権者、市民から問われることとなります。したがって問題は、石井祐一議員が議員としての権限や地位を利用して影響力を「不正に行使した」のかどうかということです。

繰り返しになりますが、河川改修の全体計画も確定しておらず、実施設計もなく、もちろん予定価格も設定されておらず、入札の告知自体が存在しない事案に対して、したがって、いつ行われるか定かでない公共工事の入札に対して、石井祐一議員の不適切な発言による影響力が「不正に行使される」ということなどありえないことです。石井祐一議員は議員としてのチェック機能を果たそうとした際、慎重さを欠いた不適切発言をしてしまったということなのです。それも繰り返しますが、直後に不適切発言を自発的に取り消しているのです。

以上の理由から、東松山市議会議員政治倫理条例、第3条 政治倫理基準 第1項及び4項に抵触する可能性はなく、また、起こりえないことだと考えます。

最後に、議員辞職勧告決議そのもの不当性に対する考えを述べます。

議員辞職勧告決議とはどのようなものであるかについて会派代表者会議の場で重要な指摘がされました。議員辞職勧告決議は選挙によって有権者からその権能と身分を負託された議員に対して、一議員が辞職を強要するということの重大性を考えなければならぬ。議員辞職

勧告決議は、議員の身分や名誉に深くかかわる大変重い議案であるから、専門の調査委員会を立ち上げ、時には何カ月もの慎重な調査と議論を尽くして提出されるべきものであって、軽々しく提出されるものではない、という指摘であります。

私もその通りだと思います。また、議会事務局からも、議員辞職勧告決議は成立しても効力はなく、かえって議会の権威が損なわれることもあるとの助言が出されていることも真剣に受け止めなければならないことでもあります。

そのうえで、次に同議案の問題点を整理しておきたいと思います。

法的な問題についていえば、地方自治法には議員辞職勧告決議についての規定はありません。法律上認められ、規定された議案ではないので、単なる議会の意思決定を求める議案ということになります。

しかし、議員に議案提出権があるからといって、なんでも提案してよいというものではありません。選挙で有権者から支持され当選した議員に対し、議員が辞職を強要することになる議員辞職勧告決議は議会においてはふさわしくないものとされています。当該議員が議員として適当か不適当かは、選挙した有権者、市民が判断すべきことです。選挙された議員が同じく選挙された議員についての適、不適を判断する権限はありません。それは四年毎に行われる選挙で、有権者が判断すべきことであるからです。

その他、議員辞職勧告決議の問題点として以下の4点が指摘されています。①議員の任期四年は法律で保障されていること ②議会が辞職勧告決議案を可決しても法的拘束力がないこと ③当該議員が辞職勧告決議にしたがわなかったとき、議会の権威が低下すること ④不祥事件で逮捕された議員が議会の議決にしたがって辞職したとき、仮に将来無罪であることが確定した場合、議員の資格や名誉を回復させる手段がないこと、などです。これらのことから、石井祐一議員に対する議員辞職勧告決議案の提出には賛成できません。

不祥事件を起こした議員は、自らが住民代表の議員として適、不適のいずれかであるかを判断する必要があります。どういう方法で政治的責任をとるかは、当該議員が決めることであり、議会や同僚議員が辞職勧告決議で議員に強要すべきことではありません。

一般的に、議員辞職勧告決議案の取扱いをめぐる、会派間、議員間が対立し、議会本来の使命である議案の審議が停滞する事例も報告されていますが、これでは議会が住民の信頼を失うことになりかねません。

議員辞職勧告決議案は議会に関する問題ですから、議会運営委員会に付託されます。ここで提出者の説明を聞いた後、議会の議決事件になじむかどうか十分審査する必要があります。本人の弁明をはじめ、参考人の意見を聴き、議員辞職勧告決議の法的性格、妥当性等を当該議員だけの問題ではなく、議会の意思決定として適切であるかを掘り下げて論議することが求められます。本件石井祐一議員に対する議員辞職勧告決議案の提出にあたって、どれほどの調査と審議が尽くされているのでしょうか。ほとんどありません。

当該議案に対する質疑において、議員辞職勧告決議についての行政実例の中では、一議員の辞職勧告を議員提案として発議することについて、議会はこれを議決すべき事件として取り上げられるかとの昭和 26 年大牟田市議会の質問に対し、当時の自治省の行政課長が「地

方自治法第112条の『議会の議決すべき事件』には該当しない。なお、機関意思の決定としての議決としても適当ではない」と回答しています。

東松山市では平成15年に一議員の犯罪的な社会的信用の失墜行為に対して議員辞職勧告決議が議決されました。その際においても、十分な調査が果たされていないとして調査委員会の設置を求めて議員辞職勧告決議に反対した議員もいました。

私も石井祐一議員の不適切発言は、それが不適切であることを認めただうえで、過去の事例に照らせば、議員辞職勧告決議に値する事件ではなく、発言の取り消しと議長による厳重注意によって議会としての責任はすでに果たされているものであると考えます。

最後に、議員辞職勧告決議を提出した議員各位に申しあげたい。

石井祐一議員に対する安易な辞職勧告決議の提出は、議員としての見識に係わるとともに、議会の品位と権威を傷つけかねない行為というほかはありません。議員の人格をおとしめ、名誉棄損にもなりかねない重大な行為であることを肝に銘じるべきです。

また、石井祐一議員の不適切発言の取り消しを認めない態度は、公共入札について市民に誤解を与えかねない発言を放置するという過ちを犯すこととなります。極めて恣意的な態度であり、議員としての見識を疑わせる態度だと言わざるを得ません。不適切発言はけしからんといいいながら、一方でそれを正さない態度は矛盾した態度というほかありません。

また、質疑でも明らかなように、重大な誤りを含む議案を決議することは議会の品位を貶めることになりかねない。

以上の指摘によって、今回の石井祐一議員の発言は誠に不穏当な発言ではありますが、同議員に対する議員辞職勧告決議も極めて不当なものであり、異常な対応だということを指摘して私の反対討論を終わります。